諮問庁:国立大学法人筑波大学

諮問日:平成28年8月30日(平成28年(独情)諮問第72号)

答申日:平成28年11月14日(平成28年度(独情)答申第52号)

事件名:特定個人が特定の会議の事務局業務を行うに当たっての兼業届及び承

認書等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否 を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学(以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成28年6月22日付け筑大法訟務第16-54号による不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審杳請求書

ア 本件開示請求の目的は、特定教職員が兼業申請を行ったかどうかの 事実確認である。

存否応答拒否は、兼業規程違反を隠ぺいした疑いがある。存否を明らかにした上で、開示内容を検討すべきである。

#### イ 理由

(ア)特定教職員は、多くの兼業を行っており(下記)、筑波大学兼業規程4条3項が規定する上限「1年間の総勤務数の3割を超えないようにしなければならない。」に違反している疑義がある。

特定教職員の兼業(平成28年度分で審査請求人が把握できているもの)

- ① (本件) 特定回特定会議事務局業務
  - (②以下は本答申では省略)
- (イ) 加えて, 筑波大学での兼業承認に係る事務処理は極めて杜撰であり(下記), 兼業の総時間数を把握していない疑義がある。

例えば、特定日A付けの兼業依頼で翌特定日Bの講師(謝金あ

り)が依頼され、起案に「特定日A」の記入があるが、決裁日と施行日が無記入のままで特定日Bの兼業(講師、謝金あり)が行われた。

## (2) 意見書

- ア 異議申立人は「出張申請書」を開示請求しておらず、諮問庁(筑波大学)の理由説明書(下記第3)の1(1)にある内容を理解できない。
- イ 諮問庁(筑波大学)は、兼業の一部を公にしているので、理由説明 書の1(2)は詭弁である。
- ウ 理由説明書の2は、特定教員の兼業規定違反(の疑義)を隠ぺい・ 幇助するものであり、容認できない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 原処分維持が適当と考える理由説明について
- (1)本学の教職員が行う外部業務においては、兼業申請と出張申請は二者 択一の関係にあることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定 教職員が兼業申請を行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じ させるものである。
- (2)特定教職員が兼業申請を行ったという事実の有無は、法5条1号の個人に関する情報及び特定の個人を識別できる情報として不開示情報に該当する。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(同号ただし書イ)に該当せず、同号ただし書口に該当するとすべき事情も認められず、兼業に係る情報自体は特定教職員の筑波大学における職務の遂行に係る情報(同号ただし書ハ)にも該当しないものと認められる。
- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、存否応答拒否とする。
- 2 審査請求人の主張に対する補足理由説明

審査請求人は、本学の特定教職員が本学の兼業規程に違反している疑義があること、また本学の兼業承認に係る事務処理が極めて杜撰であり、兼業の総時間数等を把握していない疑義があることを理由に、今回の請求対象文書の存否を明らかにした上で、開示内容を検討すべきであると主張する。しかし、そもそも今回の開示請求対象文書は前述のとおり存否応答拒否のため不開示とすべきであり、またそれは、たとえ外部のWebサイトに掲載されているとしても、結論は変わらない。よって、原処分維持が適当と考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年8月30日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月28日 審査請求人から意見書を収受

④ 同年10月25日 審議

⑤ 同年11月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法 5 条 1 号により不開示とすべき情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行っており、諮問庁は、これを妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について
- (1)本件対象文書の開示請求は、特定教職員を名指しして、当該教職員の特定の兼業の届出に係る文書等の開示を求めるものであることから、その存否を答えることは、特定教職員が特定の兼業申請を行ったという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにするものであると認められる。
- (2)本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(同号ただし書イ)に該当するとは認められず、同号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。
- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開 示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明 らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

## (第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋

# 別紙

特定教職員(特定職)が「特定回特定会議」の事務局業務を行うにあたって

- (1) 兼業届と承認書(兼業規程6条)
- (2) 学長もしくは部局長への要請書と承認書(兼業規程3条)